

# 特定教育・保育施設等における給食費の負担軽減事業について



宇都宮市では令和7年度市独自施策として  
**給食費**を毎月最大**2,000円**補助します。

## 広域委託利用児 補助要件

**宇都宮市に居住**しており、**市外の保育所**（地域型含む）、認定こども園、幼稚園を利用し、給食費に係る実費負担のある児童（3～5歳児クラス）

※他支援事業により副食費の免除・減免等を受けている児童は対象外になります。

※夏休み期間がある「幼稚園」や「認定こども園（1号認定）」について、預かり保育での利用を含め、この期間中は給食の提供があった日数分についてのみ、月額2,000円を上限に補助します。



**宇都宮市内に在住し、市外の特定教育・保育施設等を利用している広域委託利用者については、個別の申請が必要になります。**

令和7年度末（令和8年3月16日(月)～4月15日(水)）の期間に、特定教育・保育施設等へ給食費を支払ったことが分かる資料を添えて、宇都宮市役所保育課へ申請ください。（詳細は別紙参照）

※年度の途中で広域委託が終了した場合（転園・退園・転居など）は、年度末を待たずに申請いただけます。